

# 飛行機と共生する風景動画制作事業業務委託 企画提案仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、成田空港地域共生・共栄会議（以下「共生・共栄会議」という。）が発注する「飛行機と共生する風景動画制作業務」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

## 2 業務の目的

成田空港とその周辺地域の魅力ある動画を制作し発信することにより、空港と地域との一体感を深め、空港周辺地域の均衡ある発展に向けた将来像を共有する。

具体的には、空港周辺9市町\*に住む住民や次世代を担う子供たちなどに、映像を視聴してもらうことで、より一層、空港に愛着を感じてもらい、将来の成田空港の利用に繋げるとともに、成田空港に関連する仕事への関心を高めるなど、地域と空港の一体感を醸成する。

また、現在、成田空港では更なる機能強化に向けた取組が着実に進められているところであるが、機能強化前の映像（原風景）を撮影等し記録映像とする。（将来、機能強化後の映像と比較することも見据える。）

※成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、横芝光町、芝山町

## 3 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

## 4 業務委託内容

### (1) 動画の企画、撮影、編集

①成田空港とその周辺地域において、空港と地域が共生・共栄する象徴的な風景について、1年を通じた動画の制作（動画は月毎に1本）を企画（※）した上で、12月から3月の間、1分程度の動画を各月1本、計4本制作すること。なお、動画の主な視聴者は次世代を担う子供たち、空港周辺9市町の住民及び空港訪問者等を想定している。

※提案された企画の権利は共生・共栄会議に帰属するものとし、これを基に、次年度以降、他の業者が動画を制作することとなる可能性がある。

②動画の制作にあたっては、拡散性の高い動画内容となるよう配慮すること。

③動画の内容は、成田空港や周辺地域の魅力発信に資するものとし、企画提案の際には動画内容として具体的に提案書に記載すること。なお、最終的な動画内容や撮影地は共生・共栄会議と協議の上、決定する。

④撮影は、飛行機と地域の景色や空港と地域の結びつきがわかる情景を中心とすること。また必要に応じ、空港と地域の成長・変遷が分かる映像も加えること。

⑤編集にあたっては、例えばシナリオを作成しストーリー性を持たせるなどの創意

工夫を行うこと。

## (2) 独自広報案の提案

成田空港及び周辺地域の認知度向上や魅力発信が図られるよう、動画の視聴回数を増やす独自の広報案を提案すること。

## 5 業務実施体制

本業務が円滑に実施されるように、本業務の責任者・担当者を配置すること。

## 6 経費

本業務に係る一切の経費は委託料に含むものとする。

## 7 権利・二次利用等

(1) 成果品は、成田空港及びその周辺地域において様々な機会を利用して利用・放映できるよう調整すること。なお、その利用にあたって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこと。

(2) この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところとする。

①受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）、第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28号（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、すべて共生・共栄会議に無償で譲渡するものとする。

②成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、共生・共栄会議及び共生・共栄会議の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。

③成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他のすべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。

④共生・共栄会議は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

⑤受託者は、共生・共栄会議の了解のもとに、成果品を使用することができる。

⑥本業務の遂行あたり受託者が独自に作成した著作物も成果品として共生・共栄会議に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

## 8 業務実施に関する計画書

受託者は契約締結後、業務実施に関する計画書を共生・共栄会議と協議の上作成し、共生・共栄会議に提出しなければならない。

## 9 報告

業務完了後は、業務完了報告書を提出するものとする。併せてデータの納品も行うこと。

## 10 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、共生・共栄会議と協議又は打合せを行うとともに、共生・共栄会議の指示に従い、誠実に業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、受託業務の全てを第三者に再委託してはならない。また、業務の一部について共生・共栄会議の承諾なしに第三者に再委託してはならない。
- (3) 委託業務に関して知りえた秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者はやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ共生・共栄会議と協議の上、承諾を得ること。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、共生・共栄会議と協議すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染の収束が見通せないことから、過去の映像を用いた際などに、密な映像で視聴者に誤解を招いたり、現在も開催されているかのように受け取られることのないよう、撮影時期を明記するなどの配慮を行うこと。
- (6) 本仕様書は企画提案要請時における仕様書であり、企画提案の内容をもとに追加・変更の可能性がある。